平成２２年（フ）第９４号
群馬県高崎市金古町606番地２
債務者　新井　清子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１０１号
群馬県高崎市福島町758番地４　グランヴィーアウエスト303号
債務者　酒井　秀樹
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４８号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1142番地の６
債務者　原田富士雄
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５９号
岐阜県中津川市下野438番地267　オータム福岡１号
債務者　伊藤　健志
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１３０号
静岡県三島市谷田・西富士見・128番地の８
債務者　平子美智代
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
愛知県稲沢市奥田神ノ木町101番地２
債務者　西脇南加男
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２３２号
大阪府八尾市本町４丁目３番24号
債務者　小坂　洋子
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１０号
大阪府大東市寺川１丁目３番1102号
債務者　近森　美保（旧姓東野）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１３号
大阪府門真市元町20番20号
債務者　水谷　　香
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２５号
大阪市東住吉区中野４丁目３番27―403号
債務者　田中　直美
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３２号
大阪府池田市豊島南１丁目４番11号
債務者　酒匠むらかみこと　村上　俊治
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２６号
大阪市鶴見区徳庵１丁目１番62―304号
債務者　小原美佐子
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４０号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番３―503号
債務者　奥田　勝信
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６６号
大阪府東大阪市永和１丁目26番20―607号
債務者　川城　啓子
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０４号
大阪府寝屋川市川勝町４番３号
債務者　西俣　隆史
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０５号
大阪府寝屋川市川勝町４番３号
債務者　西俣利惠子
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２５号
大阪市東淀川区豊里７丁目９番26―207号
債務者　金田　昭彦
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５０号
大阪市生野区小路３丁目17番７号
債務者　正木こと　秦　　桂月
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部